

滋賀県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入が実施できるよう、外国人看護師候補者を受け入れる研修支援体制の充実を図るため、外国人看護師候補者就労研修に必要な経費について、予算の範囲内において外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得および、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設とする。

(補助対象事業)

第4条 前条の補助対象施設が、経済連携協定(EPA)に基づき入国した外国人看護師候補者就労研修のうち次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

(1)日本語習得支援事業

外国人看護師候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師を招へいするなど外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために必要な措置を講ずるもの。

(2)就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるもの。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算定するものとする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に掲げる事業区分ごとに、同表第2欄に掲げる基準額と同表第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(事業計画の策定)

第6条 補助事業を実施しようとする者は、事業計画および事業の実施に要する経費に関する調書を別記様式第1号により作成し、別途知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は前条の申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、規則第5条第1項により次の条件を付すものとする。

(1)補助事業完了後に消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額税額が0円の場合を含む)は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(2)補助事業の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(計画の変更および中止の承認等)

第10条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)実施計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。

(2)事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(検査)

第13条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力

を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第 15 条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課に提出するものとする。

(標準処理期間)

第 16 条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内
- (2) 第 10 条第 1 項の規定による承認 同項の規定による承認の申請があった日から 起算して 14 日以内
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定 第 11 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第 17 条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 10 条の規定に基づく計画変更(中止・廃止)の承認申請または第 11 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 31 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 13 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年1月 30 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 10 月 18 日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

別 表

1.事業区分	2.基準額	3.対象経費	4.補助率
(1)日本語習得支援事業	候補者 1 人あたり 117千円	指導者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)備品購入費	定額
(2)就労研修支援事業	1か所あたり 461千円	指導者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)備品購入費	定額

別記様式第1号

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事

所在地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

令和 年度滋賀県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付申請について

標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

(関係書類)

1. 所要額調書 (別紙1)
2. 事業計画書 (別紙2)
3. 対象経費の支出予定算出内訳 (別紙3)
4. 添付書類

別記様式第2号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

所在地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け滋医薬第 号により交付決定があった令和 年度滋賀県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金について、下記のとおり報告します。

- 1 滋賀県補助金等交付規則第13条の規定による確定額または事業実績報告書による精算額
金 円
- 2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(要返納相当額)
金 円

※別添参考となる書類

- ・2の金額の積算の内訳等
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

別記様式第3号

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事

所在地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

年度滋賀県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金の変更・中止)
承認申請について

滋賀県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱第 10 条第1項の規定に基づき、事業の変更・中止)の承認を申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を
取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 交付決定通知書の日付および番号

年 月 日付け滋 第 号

2 変更または中止の理由

- * 具体的に記述すること
- * 必要な説明資料があれば添付のこと

別記様式第4号

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事

所在地
補助事業者名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

令和 年度滋賀県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金実績報告について

令和 年 月 日付け滋医薬第 号で交付決定の通知のあった標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 精算書 (別紙4)
2. 事業実績報告書 (別紙5)
3. 対象経費の支出済額内訳 (別紙6)
4. 添付書類